

姫路市とミネルバ大学及び一般社団法人Minerva Japanとの包括連携協定書

姫路市（以下「甲」という。）とMinerva University（以下「乙」という。）と一般社団法人Minerva Japan（以下「丙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力し、それぞれが持つ資源や特徴を生かしながら、相互の人的・知的資源の交流により、様々な地域課題の解決や地域社会の発展、人材育成、学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- (1) 地域活性化に関すること。
- (2) 甲が抱える地域課題の解決に関すること。
- (3) 乙及び丙が実施するフィールドワークに関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) 持続可能な社会の実現に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙の協議により合意した事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による連携及び協力の具体的内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動により知り得た秘密情報について、第1条に定める目的のためのみに使用するものとし、当該秘密情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）は、当該秘密情報を開示した当事者（以下「開示当事者」という。）の事前の書面による承諾なしに、当該秘密情報を第三者に提供し、開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 受領当事者が開示当事者から受領する時点で既に保有していた情報
- (2) 受領当事者が開示当事者から受領する時点で既に公知であった情報
- (3) 受領当事者が開示当事者から受領した後に、受領当事者の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 法令、裁判所又は行政機関の命令その他これらに準ずる権限ある機関による開示要求に基づき開示する情報（この場合、受領当事者は可能な限り事前に開示当事者に通知し、その指示に従うよう努めるものとする。）

3 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、第1項に定める秘密保持の責務を無期限に負うものとする。

4 乙が独自に開発・保有する教材、教授法その他ノウハウについては、乙が引き続き自由に利用・開示できるものとする。これらのうち甲に共有された部分については、甲が秘密保持義務を負うものとする。

5 甲、乙及び丙のいずれかが秘密情報（複製したものを含む。）の返還を求めた場合は、秘密情報を返還するとともに、要求者の指示に従い、秘密情報を破棄し、又は消去するものとする。ただし、法令又は受領当事者の内部規程において別段の定めがある場合には、受領当事者は、開示当事者と協議の上、合理的な範囲で要求に応じるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙丙のいずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲、乙又は丙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙丙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲、乙及び丙は、現在及び将来にわたり、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）に該当せず、かつこれらと関係を有しないことを表明し保証する。

2 甲、乙及び丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲、乙及び丙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合及び相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して何らかの催告・通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義等の解決)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。なお、本協定書の正文は日本語とし、参考のため英語による翻訳を添付資料として付す。日本語と英語の間に相違がある場合には、日本語を正文として優先する。

令和8年 7月 8日

甲 姫路市
代表者 姫路市長

乙 Minerva University
代表者 Executive Vice President of Global Learning
and Academic Operations,

丙 一般社団法人 Minerva Japan
代表者 代表理事